

東京都医療的ケア児支援地域協議会設置要綱

3 福保障施第 6 1 2 号

令和 3 年 5 月 2 6 日

改正 4 福保障施第 8 1 2 号

令和 4 年 6 月 1 3 日

改正 5 福祉障施第 1 8 号

令和 5 年 7 月 7 日

第 1 目的

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 5 6 条の 6 第 2 項の規定に基づき、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が、適切な支援を受け、地域において安心して生活を営むことができるよう、保健、医療、障害福祉その他の各関連分野の支援を行う機関が医療的ケア児施策の推進及び連携の強化を図る協議の場として、東京都医療的ケア児支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第 2 協議事項

協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- （1）医療的ケア児の支援に係る課題への対応及び施策の推進に関する事
- （2）医療的ケア児の支援に係る連携の強化に関する事
- （3）医療的ケア児の支援に係る関係機関相互の課題や情報の共有に関する事
- （4）その他医療的ケア児の支援に必要な事項

第 3 委員の構成

協議会の委員は、次の各号に掲げる者の中から、福祉局長が委嘱し、又は任命する。

- （1）保健医療機関・団体の代表
- （2）障害福祉関係機関・団体の代表
- （3）保育・教育関係機関の代表
- （4）行政機関の代表
- （5）学識経験者

第 4 委員の任期

- 1 委員の任期は、委嘱の日から 2 年とし、再任を妨げない。ただし、任期中に委嘱の日が属する年度の次の年度が終了したときは、任期は終了する。
- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 会長等

- 1 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。

- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長は補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6 招集等

- 1 協議会は、会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取できる。

第7 幹事

- 1 協議会において、東京都の医療的ケア児施策の推進等に向けた検討を行うため、委員のほかに幹事を置く。
- 2 幹事は、都庁内関係課長の職にある者をもって充てるものとする。
- 3 幹事は、会議に出席し、協議・検討等に必要な情報を提供する。

第8 会議の公開

会議、会議録及び会議に関わる資料は、公開する。

第9 事務局

協議会の円滑な運営を図るため、障害者施策推進部施設サービス支援課に事務局を置き、協議会の庶務は事務局において処理する。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。(遡及適用)